

経済産業省

Society5.0 における新たなガバナンスモデル検討会 第17回 議事録

- <日時> 令和4年9月28日(水) 14:00~15:00
令和4年9月30日(金) 13:00~14:00(予備回)
- <場所> みずほリサーチ&テクノロジーズ主催 オンライン会議 (Teams)

■ 出席者 (敬称略)

<委員> (◎座長、○副座長、以下50音順)

- ◎柳川 範之 東京大学大学院経済学研究科 教授
- 宍戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科 教授
- 伊井 哲朗 コモンズ投信株式会社 代表取締役社長 兼 最高運用責任者
- 市川 芳明 多摩大学ルール形成戦略研究所 客員教授
- 伊藤 錬 ニューヨーク大学ロースクール シニアフェロー
- 稲谷 龍彦 京都大学大学院法学研究科 教授
- 岩田 太地 日本電気株式会社
エンタープライズビジネスユニット 主席ビジネスプロデューサー
- 上野山 勝也 株式会社PKSHA Technology 代表取締役
- 馬田 隆明 東京大学産学協創推進本部 FoundX ディレクター
- 大屋 雄裕 慶應義塾大学法学部法律学科 教授
- 落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業/
プロトタイプ政策研究所 所長・シニアパートナー弁護士
- 鬼頭 武嗣 一般社団法人Fintech協会 代表理事副会長
- 久禮 由敬 PwCあらた有限責任監査法人 パートナー
- 齊藤 裕 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA)
デジタルアーキテクチャ・デザインセンター長
- 坂井 豊貴 慶應義塾大学経済学部 教授
- 境野 哲 NTTコミュニケーションズ株式会社 エバンジェリスト
- 清水 真希子 大阪大学大学院法学研究科 教授
- 白坂 成功 慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科 教授
- 妹尾 堅一郎 特定非営利活動法人産学連携推進機構 理事長
- 寺本 振透 九州大学大学院法学研究院 教授
- 富山 和彦 株式会社経営共創基盤 (IGPI) IGPIグループ会長
- 中川 裕志 国立研究開発法人理化学研究所
革新知能統合研究センター チームリーダー

西山 圭太 東京大学未来ビジョン研究センター 客員教授
羽深 宏樹 京都大学大学院法学研究科 特任教授／
スマートガバナンス株式会社 代表取締役CEO
平鍋 健児 株式会社永和システムマネジメント 代表取締役社長
深水 大輔 長島・大野・常松法律事務所 パートナー
福島 良典 株式会社LayerX 代表取締役CEO
増島 雅和 森・濱田松本法律事務所 パートナー
松尾 豊 東京大学大学院工学系研究科 教授
松尾 陽 名古屋大学大学院法学研究科 教授
松原 豊 名古屋大学大学院情報学研究科 准教授
村瀬 俊朗 早稲田大学商学学術院商学部 准教授
渡部 友一郎 Airbnb Japan株式会社 法務本部長 弁護士

<予備回出席委員>

大澤 彩 法政大学法学部 教授
中川 裕志 国立研究開発法人理化学研究所
革新知能統合研究センター チームリーダー
那須野 薫 株式会社DeepX 代表取締役CEO

<オブザーバー>

山室 芳剛 世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター センター長

<経済産業省>

須賀 千鶴 商務情報政策局 情報経済課 課長
橘 均憲 商務情報政策局 情報経済課 情報政策企画調整官
飯野 悠介 商務情報政策局 情報経済課 ガバナンス戦略国際調整官
伊藤 蓮 商務情報政策局 情報経済課 係長
商務情報政策局 情報経済課

<事務局支援>

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

■ 議事次第

- (1) 開会・挨拶等
 - 経済産業省挨拶（須賀千鶴 商務情報政策局情報経済課長）
 - 座長・副座長御挨拶
 - 新規参加委員御挨拶（羽深委員）
- (2) 今期の検討会の進め方について
 - 【資料1】（飯野ガバナンス戦略国際調整官）
- (3) アジャイル・ガバナンスの実装に関連する近時の取組のご紹介
 - 【資料2】デジタル臨時行政調査会（デジタル臨調）の取組について（須賀課長）
 - 【資料3】実践したいアジャイルガバナンス（大岩課長補佐）
 - 【資料4】デジタルプラットフォーム取引透明化法におけるアジャイル・ガバナンスの仕組み（日置室長・角田法令専門官）
 - 【資料5】経済産業省におけるAIガバナンスに関する取組（飯野調整官）
- (4) Society5.0における新たな価値実現システムについて
 - － 従来型「法執行」から新たな「価値実現」システムへ
 - 【資料6】（稲谷委員）
- (5) 実務家から見た日本のエンフォースメントシステムの特徴と素朴な疑問
 - 【資料7】（増島委員）
- (6) 自由討議
- (7) 今後のすすめ方について

■ 配布資料

議事次第／委員名簿

資料1：第4期新たなガバナンスモデル検討会の進め方（案）

資料2：デジタル臨時行政調査会（デジタル臨調）の取組について

資料3：実践したいアジャイルガバナンス

資料4：デジタルプラットフォーム取引透明化法におけるアジャイル・ガバナンスの仕組み

資料5：経済産業省におけるAIガバナンスに関する取組

資料6：Society5.0における新たな価値実現システムについて

－ 従来型「法執行」から新たな「価値実現」システムへ

資料7：実務家から見た日本のエンフォースメントシステムの特徴と素朴な疑問

参考資料1：「GOVERNANCE INNOVATION Ver.3:アジャイル・ガバナンスの概要と現状」

報告書（案）に関する意見募集に寄せられたご意見について

参考資料2：GOVERNANCE INNOVATION 報告書概要

■ 議事詳細

(1) 開会・挨拶等

事務局から開会が宣言された後、冒頭にて、柳川座長、宍戸副座長の御挨拶が行われた。その後、今年度から新規に参加する羽深委員の御挨拶が行われた。

(2) 今期の検討会の進め方について

飯野ガバナンス戦略国際調整官より、資料1を用いて、今期の検討会の進め方について、以下のとおり説明が行われた。

- 今年8月に本検討会の第3弾報告書（「アジャイル・ガバナンスの概要と現状」¹）が公開されたが、今年度は、同報告書の第3部のうち「規制・制裁・責任の一体的改革」において議論されていた新たな制裁責任制度の具体化に向けた検討を中心に行う予定である。
- 検討に当たっては、既存の制度に関する課題とともに、報告書記載のイノベーションとリスクをバランスし続けるインセンティブを与える制裁制度等の実現に向けた論点整理を行いたい。
- さらに、政府による“エンフォースメント”以外にも、民間主体や個人、コミュニティ、業界団体、中間団体等による事実上の“エンフォースメント”の具体化に向けた検討も行う予定である。ただし、“エンフォースメント”という表現については、その意味内容がわかりづらく、また、既存の伝統的なガバナンスモデルにおける政府による制裁を想起させる側面があるため、表現を工夫する必要があるとの指摘もあり、表現については今後検討したいと考えている。
- 今年度は、検討会の下にワーキンググループ（WG）を設置し、実装に向けた具体的な議論を行う。WG主査は、宍戸副座長に御就任いただく予定である。WGの詳細については、別途ご案内したい。

(3) アジャイル・ガバナンスの実装に関連する近時の取組のご紹介

続いて、経済産業省 関係各課室より、アジャイル・ガバナンスの実装に関連する近時の取組について、以下のとおり紹介が行われた

- デジタル臨時行政調査会（デジタル臨調）の取組について（須賀課長）【資料2】
- 実践したいアジャイルガバナンス（大岩課長補佐）【資料3】
- デジタルプラットフォーム取引透明化法におけるアジャイル・ガバナンスの仕組み（日置室長・角田法令専門官）【資料4】

¹ <https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220808001/20220808001.html>

- 経済産業省における AI ガバナンスに関する取組（飯野調整官）【資料 5】

（４） Society5.0 における新たな価値実現システムについて

稲谷委員より、資料 6 を用いて、今年度の本検討会のテーマとなる Society5.0 における新たな価値実現システムについて、説明が行われた。

- 我が国では、問題事象が発生するたびに、行政が事前規制を増やし、リスクを伴う活動の統制を図る。しかし、違反に対する制裁は限定的であるため、問題行動を起こす悪質な企業の行動は十分に規制されないまま、レピュテーション・リスクを懸念する良質な企業にとっては規制が増えることとなり、これが良質な企業の機動力や競争力を低下させる原因となっている。この点は、日本型統治システムの課題とされてきた。
- Society5.0 においてアジャイルガバナンスを実現するためには、従来型の法執行システムではなく、新たなガバナンスの仕組みが求められるが、これを今回「価値実現システム」と表現している。これは、行政が定めたルールを逸脱したら制裁するという法に基づく固定的なシステムではなく、適切に設定されたインセンティブに基づいて、各主体が自律的かつ協働的に行動することによって、目標とする価値が実現されるシステムであるためである。
- 「価値実現システム」は、「厳格民事責任」や「集団的責任」を前提としつつ、「免責条件と補償システム」もあわせて整備することで、各主体が他の主体に対して配慮しながら行動するという「負の外部性の適切な内部化」を実現する仕組みである。
- 「価値実現システム」においては、集団的学習によるシステムの改善のために、問題が生じた際の情報開示・共有が必要不可欠となる。このような情報開示・共有のための主体間の真摯なコミュニケーションを創出するインセンティブを、制裁制度を利用してシステムの中に組み込むことが、「価値実現システム」の実現に向けて非常に重要となる。既存の制度例としては、米国の訴追延期合意制度などが参考になると考えられる。
- 今年度は、新たな「価値実現システム」への移行に向けて社会を説得するためのストーリーについて議論するとともに、「価値実現システム」の実装に向けて本当に必要なものやその一環としてのデータ・ガバナンスの在り方などについても検討できるとよい。

（５）実務家から見た日本のエンフォースメントシステムの特徴と素朴な疑問

増島委員より、資料 7 を用いて、日本のエンフォースメントシステムの特徴と課題について、説明が行われた。

- 資料 6 の問題意識も踏まえて、実務家の視点から見た日本のエンフォースメントシステムに関する具体的な課題を紹介したい。
- 日本の行政エンフォースメントの特徴として、行政処分されるかもしれないというリ

スクをインセンティブとするという“ソフトタッチ・エンフォースメント”が主流である点のほか、国境をまたぐクロスボーダー・エンフォースメントが弱い点、課徴金制度に対して過度に抑制的である点などが挙げられる。

- 日本の行政エンフォースメントの根底にあるのは、規制される民間の側が、ピア・プレッシャーやレピュテーション・リスクに過剰に反応する傾向を有していることである。我が国の統治システムは、処分をしない行政と処分されなくても反応する民間側が相互に補完し合う形で運用されていると言えるが、今後のデジタル時代において、様々な領域でグローバル化が進んだ場合に、現状のままでよいのかという問題意識を持つ必要がある。
- また、我が国では、司法のデジタル化が著しく遅れているために、正義へのアクセシビリティが低くなっていることも課題である。時間がかかっても正しさを厳格に追求することが正義であるという意識を改革し、間違ってもよいから迅速に物事を進めることでより多くの正義が実現されるという考え方に変えていく必要がある。
- さらに、司法と行政が分断されていることも課題である。司法の独立とは、コミュニケーションを断絶することではないため、行政と司法が連携することが効果的である場合は、行政の側から司法に連携を働きかけることも重要である。

(6) 自由討議

前項(5)までの説明を踏まえて、以下のような自由討議が行われた。

- Society5.0におけるシステムオブシステムズにおいては、真摯なコミュニケーションが重要である。しかし、「集団責任」について、すべてが相互に影響合う Society5.0の世界においては、集団自体の範囲の特定が難しいという点が課題になる。
- さらに、システム上、後から新しいものがつながるといった特徴もある。システム的设计時に事前に把握できない要素が後から追加される可能性があるため、問題発生時に、より積極的にコミュニケーションを図る必要がある。
- このような Society5.0におけるシステムオブシステムズの特徴を踏まえると、アクター間での真摯なコミュニケーションを行うためのインセンティブの創出が、非常に重要な課題になると考えられる。
- 我が国の法体系をどの程度までプラグマティックに割り切るのかという点が、問題の根本に存在するのではないか。官と民の両方に、意識改革の課題がある。
- 安全性や確実性が確保されないと行動に移さないという日本企業の行動原理も、同じ課題から生じている。実際の企業行動においては、問題が発生したこと自体がネガティブに評価されるが、この点については、企業だけでなく行政の改革も必要となる。
- また、行政や立法と、司法の不連続性については、弁護士や裁判所や法務省などの法曹

関係者が活躍する世界が社会から隔絶されていることが問題であると感じている。

- 法曹関係の主流派には、憲法問題を持ち出す方が多いが、憲法問題を持ち出さなくても解決される問題は多いので、国全体として調整が必要だと考えている。
- 今年度の検討会及びWGの進め方について、まったく異存はない。
- 今年度の検討を進めていく上で、2点、課題があると感じている。
- 第1に、現在の行政では、法律に関する自由闊達な議論ができないと感じている。米国のようにまずは法律に関する議論が自由に行える素地を整えることが重要である。
- 第2に、日本の民間企業の立場では、裁判所に対して国を訴えるということは、ほとんどの場合、現実的な選択肢ではない。新しい価値実現システムに至る前の段階で、どのように司法を民間企業が救済を求められる場とするのかという点については、連続的な議論が必要であると感じている。
- 行政と司法の関係について、特許の領域の例を紹介したい。
- 特許庁の審査官の会合には、最低でも年1回、知財高裁の所長が参加するなど、行政と司法の間には、深い交流がある。また、行政処分については、行政処分取消訴訟が毎週のように提訴されているが、裁判所が行政処分を取消した場合には、審査基準が改定されるなど、迅速にサイクルが回っている。
- また、行政処分取消訴訟において、特許の更新と審決の取消訴訟の相手方は特許庁長官ではなく原告・被告ともに私人である。行政処分取消訴訟であっても、「私人」対「役所」でなければならないという仕組みにはなっていないため、このような事例を他の分野にも展開できると良いのではないか。
- また、特許法第104条には、被告が侵害の対応に関する情報を開示しなかった場合は、原告の主張したとおりと推定されるという規定もあり、情報を開示しないと不利に扱われるという仕組みもすでに導入されている。
- アジャイル・ガバナンスを実際のシステムやサービスの開発にどのように活かしていくという観点から見ると、開発プロセスにも、アジャイル型を適用できるものと難しいものが存在する。例えば、ゴール設定が明確か、などの様々な判断基準のもとで、従来どおりのプロセスとするのか、アジャイル型を適用するのかを判断することとなる。
- アジャイル型を適用すると、集団責任が問われる一方で、実態としては明らかに個人に責任がある場合もまだあると考えられるため、すべてのものがまだアジャイル型で実施できるわけではなく、混在している過渡期の状況にあると言える。このような状況を踏まえると、アジャイル・ガバナンスに置き換える部分と従来型で良い部分の判断基準を本検討会で議論し、世間に対して提供できると良いのではないか。
- 社会全体を変えるためのストーリーが非常に重要である。行政・企業・個人などの多くの関係者を巻き込めるようなストーリーの実現に向けて、ぜひ委員の皆様からご知見

をいただきたい。

- 個々人の意見が社会を変えられるという実感が得られないと、ガバナンスを変えることに多くの人が関心を持たない可能性がある。社会全体に訴えていく中で、現状の凝り固まったガバナンスの仕組みを1人であっても変えられるという環境づくりに向けた提言もできるとよい。
- また、これまでの報告書は、客観的に社会全体に発信するという位置づけのものであったが、今後の検討の成果を誰に向けて発信していくのかを考えていくことも重要である。施策案や提言によって、発信する先が異なる可能性もあり、その点もあわせて検討できるとよい。
- 我が国では、行政の制裁の弱さが、要件を不明確にしておく、裁量の余地を残しておくといった、不透明な事前規制により補われている面がある。制裁の面も含めて見直していくことで、行政規制もアジャイルに変更しやすくしていくことが重要ではないか。
- 今後の制度の在り方については、情報提供に協力することについて義務を課すほか、義務を課す場面や内容を変えていくことで、合理的な規制の枠組を構築しうるのでないかと考えている。
- 証拠収集や域外執行については、米国のクラウド法が著名な例だが、域外との執行協力を進めていくための体制の整備が重要となる。また、フォレンジックやRegTech等、行政が技術を積極的に活用していく必要がある。
- 官民の組織体の閉鎖性も、変化や多様性を許容するガバナンスの問題と関係している。会社法やコーポレートガバナンス、共同規制に関わるものもあるかもしれないが、組織改革の観点で、変化を許容する組織のアジャイル・ガバナンスについても、今年度議論を深められるとよいのではないか。
- 現在の社会は、「全部決めて、何も起こらないようにしてから、次に進む」というまさにウォーターフォール的な考え方で動いており、ネガティブな結果が基本的には許容されない。ネガティブな事象を起こさないようにすることが、ガバナンスの目的になっている。
- そうではなくて、新しいことにはリスクもベネフィットもあるので、その実現に向けてアジャイルで迅速に取り組みながら、何か事故が起きた場合には、それについて説明し、柔軟に解決するという、ゴールの迅速な実現を目的とするガバナンスが重要となる。
- この2つのガバナンスモデルをビフォア・アフターとして明らかにし、共有することがストーリーとして重要なのではないか。

<御発表者回答①>

- 集団で責任を負う場合の集団の範囲の確定が難しいという指摘については、海外に特定の事故はすべて保険の対象とするという例もあるため、そのようなリスク管理方法

も検討の余地がある。ただし、その際のインセンティブについては、別途検討が必要である。

- また、アジャイル型と従来型の分界点についても、整理が必要であると考えている。
- 法をプラグマティックに進めるべきという点についても、同感である。
- 法律的な議論を自由闊達に行うという点についても、何らか言及できると良い。
- 域外適用や調査協力についても、検討が必要だと感じている。

<御発表者回答②>

- 特許の分野で司法と行政が効率的に連携している例は、イノベーションを扱っているという背景があるからだと思われる。行政の意識も我が国の競争力の強化という目的で揃っており、そこに裁判所もうまく巻き込まれているという状態なのではないか。先例として展開できる大変良い事例であると感じた。

<総括コメント①>

- 「価値実現」に関する議論において見逃しやすい論点として、紛争の積極的意義が挙げられるが、この点は資料7にて補足されている印象である。
- アジャイル・ガバナンスの議論において、例えば消費者保護と公正競争などの複数のゴールやガバナンスの要請に対応するために、国も複数のシステムが働いて衝突したり、それぞれのシステムに対応するために企業内で複数の管理部門を設けてそれぞれがぶつかったりということが指摘されることがある。国の側もガバナンスオブガバナンスが求められるということは重視していくべきと考えられる。
- 資料7で言及された課徴金の二重処罰については、ご指摘のような佐伯論文もあり、元々大企業に厳しい憲法学者も以前からそう考えていなかったところである。これはどちらかというと競争法や経団連が、なぜか憲法の二重処罰禁止にかこつけて裁量型課徴金に反対してきたということが大きいと考えられる。
- 司法試験に関するご指摘には共感するところが大きい。司法制度改革以降は正解を聞くというよりは柔軟な考えを見るようになっており、法学自体は本学も含めて動的な議論を重視するように変わってきてはいるが、まだ閉じていて改革が必要な領域もあるように思われる。

<総括コメント②>

- エンフォースメントの仕組みも含めて根本的にどのような仕組みが必要なのかを考えるという理念的な視点と、具体的に現実面での制度的な障害をどのように乗り越えていくかという両方の視点が必要であると感じた。
- 今年度、アジャイル・ガバナンスの実装がテーマになっているが、実装に関しては、現

実や実態に沿った議論が必要になると考えられる。場合によっては、少し細かい部分も含めた議論と検討が必要な可能性もあるため、その点にも留意しながら進めていただけるとよいのではないかと。

(5) 今後のすすめ方について

最後に、飯野調整官から、以下のような連絡が行われた。

- WGについては、10/7（金）を目処に、参加希望を受付けたい。
- 次回の検討会については、11月の開催を予定しており、追って日程調整を行う。

■ 議事詳細②（9/30 予備回）

- 今年度検討された社会的な仕組みを実装するのは、別の主体と理解した。訴追延期合意制度などは、法改正が必要だが、その他の企業や個人などに向けたメッセージの発信などについては、また別の方法も考えられると理解した。
- 集団責任において集団の範囲が確定できないという意見について、範囲が確定できない点を課題とすると議論が進まなくなってしまうため、その点には留意が必要である。予め分からないという性質に着目すると、何もできないという結論になってしまう可能性があるが、問題が起きた場合の対処法を明確にしておいて、情報が集まってくるような仕組みを実現するのがアジャイル・ガバナンスであるため、法制度だけではなく、外部からの情報をどのように迅速に取り込んでいくのかという仕組みを検討することが、今年度の重要な課題なのではないかと。
- 特に企業は、ヒヤリハット情報を社外に出したがる。業種によっては、組合などのステークホルダーの力が強く、組織内から情報が出てこないこともある。そのような壁を崩して、どのように組織から社会に情報を出してもらい、アジャイルガバナンスにつなげていくかという点が強く求められている。これまであまり強調されていなかったが、そのための業界内でのコミュニケーションの在り方やインセンティブの設計なども検討が必要ではないかと感じている。
- 消費者問題の領域においては、事業者が情報を出すことが何らかのメリット、つまり、事業者が損をしないことにつながるということが重要だという考え方がある。そのような意味では、補償システムには大きな意義がある。例えば、AIを使って新たなサービスを作ったとして、予見できないリスクについても厳格な責任を負わされるとすると、企業側の開発意欲が低下してしまう可能性がある。そのために、補償システムを作り、万が一の場合に被害者に補償できるような仕組みを整えておくことは重要であると感じている。

- 景品表示法には、事業者が消費者に対して自主的に返金し、消費者庁によってその措置が十分であると認められると、事業者に対する制裁が緩和される措置がある。自主規制と制裁のバランスについては、難しい面もあり、片方に偏ってしまうのも望ましくないが、一つの例として景品表示法の例も参考になるのではないかと。
- デジタルプラットフォーム取引透明化法も、事業者の自主規制や改善を促すための効果的な仕組みであると感じている。
- AIの問題については、AI自体がブラックボックスであるということは否定できないが、問題が過大に捉えられている面もある。例えば自動運転の領域などで実際にAIを活用してみると、問題は、AI自体の問題ではなく、AIが対処できない事態にどのように対処すべきかという問題であることもある。AIのように捉えにくいものであっても、実証実験などを繰り返すことで、何が問題なのかを徐々に把握されており、これもアジャイル・ガバナンスの重要な取組であると言える。
- AIについては、AIが対処できる領域と対処できない領域という責任の分界点が明らかになれば、問題が適切に議論できるようになるため、このような現実的な認識をまず示すことが重要である。その認識を踏まえた上で、アジャイル・ガバナンスの考え方をどのように取り入れるかを提言した方がよいと感じている。
- AIに関しては、社会全体としてまだ分からないと思われる面も多いため、例えば、ステークホルダー間で情報を共有できるようなフォーラムなどの仕組みがあってもよいのではないかと感じた。AIを利用する消費者の側にとっても、利用時の不安を払拭できるような情報が提供されることを期待したい。

■ チャット欄記述意見（9/28 検討会のみ）

- 「テクノロジーマップ」に載せるべき分野として、セキュリティ（サイバーテロ対策）、データ主権（アクセス権限や用途の管理）、ID基盤（個人/法人の本人性を証明できる公的なデジタル認証インフラ）といった分野も大切かなと思いました。
- 【資料5】経済産業省におけるAIガバナンスに関する取組についてですが、欧州では法律の下の「ガイドライン」は実質CEN/CLCによるEN標準が使われており、これがISO/IEC JTC1/SC42と密接につながっていると理解しています。ご発表いただいた国際協調の場であるGPAIはこのJTC1/SC42とliaisonを結んでおりません（European Commission, OECDとは結んでいます）。Liaisonしていただき、JTC1への成果の打ち込みを期待したいところです。
- 「インセンティブ」の1つとして、第三者認証機関による業務プロセスやシステム安全性に関する認定（Certification）を与える仕組みも有効かと思います。
- 企業のイノベーション部門等と一緒にする機会が多いビジネス研究者の観点からは、ガ

バランスの「強化」というより、ガバナンス概念の「転換」とその「活用」と位置づけて、語るようにしています。（以下、ご参考まで）

1) 「イノベーション活かすも殺すも、制度次第」

イノベーションは「無法地帯・未法領域」を形成する。素早く「Dos、DoNots」をいったん提示し、その後素早い実践学習によって、イノベーションの普及・定着を図るよう制度整備を進めていく。

2) 制度はハードローだけでなく、ソフトローとの組み合わせで誘導あるいはナッジするように動かしていく。

☆問題は、既存の法制度が根本的に日本独自色が強く、かつ陳腐化（時代遅れ）しており、次世代のイノベーションや産業構造の変革を阻害してしまう場合ですね（現在直面しているのはサーキュラーエコノミー関連）。

- アジャイルガバナンスの脈絡での司法と行政、あるいは立法との連続性の問題は、つまるところ、司法の側に抽象規範を具体に当てはめるだけでなく、個別具体から抽象規範、一般規範を導き出す法創造力の強化を求めることとなります。立法、行政、司法のすべてにわたり、抽象と具体の往復を連続的、恒久的に繰り返す思考能力が問われるのですが、日本の法学教育は（実はすべての教育体系は）規範を正解的な与件として、圧倒的に法解釈側に偏る、法創造といってもせいぜい具体的妥当性のために法文の隙間を埋める程度の能力しか問われないので、ここは抜本的な転換が必要です。これは試験勉強では鍛えようがない、司法試験をどんなに改良してもダメです。次元が違う問題だと思います。
- 企業とデジタル案件やっている中で、感じていることについての情報共有です。デジタル臨調の取組もあり、いくつかの企業でデジタル化のテーマが少しずつですが、でてきていると感じています（狭い取扱い視野ですが）。例えば、規制で求められている建設現場での目視確認をデジタル化することや、工場のデジタル保全など。これから、実際導入するうえでの、リスクや何かおこったときの対応・責任問題をどうするかといったような個別論が具体化してくると思っています。その際に、企業が個別課題にとりくむにあたって、どのようにアプローチしたほうがいいのかといった、マインドセットや、考え方、といったようなものが、次回レポートの一部にサンプル的にでも整備されると、効果的かもしれないと思いました。
- 時間がありませんのでここでコメントしておきます。
 - 1) 稲谷先生の報告は非常に刺激的で今後の検討の基礎になるものと思いました。一点、「価値実現」系の議論で落ちやすい論点として、紛争の積極的意義をどう位置づけるかがあります。このあたりは増島先生のお話が補完されていると思います。
 - 2) アジャイルガバナンスの議論をしていると、複数のゴールないしガバナンスの要請（例えば消費者保護と公正競争）に対応するために、国も複数のシステムが働いて衝突

したり、それぞれのシステムに対応するために企業内で複数の管理部門を設けてそれぞれがぶつかったりということが指摘されることがあります。国の側もガバナンスオブガバナンスが求められるということは重視していくべきだと思います。

3) 増島先生のおっしゃった、課徴金が二重処罰？というのはご指摘の佐伯論文があり、元々大企業が嫌いな憲法学者も前からそう考えていなかったところです。これはどちらかというところ競争法や経団連が、なぜか憲法の二重処罰禁止にかこつけて裁量型課徴金に反対してきたということが大きいです。独占禁止法改正の際に私もこの点は公取の研究会で意見陳述しましたし論文も書かせていただきました。

4) 司法試験に関するご指摘は共感するところが大きいです。今年まで司法試験審査委員をしておりましたが、司法制度改革以降は正解を聞くというよりは柔軟な考えを見るようになっていきます。法学自体は弊社も含めて動的な議論を重視するようになっております(私のような人間がいるくらいです)が、霞ヶ関法学が閉じてしまっております。引き続きお力をお貸しいただければ幸いです。

以上